

令和7年11月17日

県民の皆さんへ

三重県行政書士会  
会長 若林 三知

### 行政書士名をかたる“偽装契約書”を用いた詐欺にご注意ください

最近、SNS型コミュニケーションアプリを通じて、「金銭を贈与する」などと持ちかけ、その代わりにギフトカードの購入・送付を要求する詐欺が確認されています。

その手口の中で、三重県行政書士会所属の行政書士の氏名や事務所情報が不正に使用され、さらに行行政書士の職印に似せた偽造印影が用いられることにより、行政書士が作成したかのように見せかけた“偽装契約書”が提示される事案が複数件発生しています（別紙参照）。

一見すると行政書士が作成した正式な契約書のように見えますが、当該行政書士が本件に関与した事実は一切なく、これらの書面はすべて詐欺のために作られた偽物です。

三重県警察によれば、このような詐欺自体は以前から見られるものの、行政書士制度の信用を不当に利用し、偽造印影を用いて契約書全体を本物のように偽装する手口は全国的にも例が少なく、極めて悪質であるとのことです。

県民の皆さんにおかれましては、見知らぬ相手から「金銭を贈与する」といった連絡が来たり、ギフトカードの送付を求められたり、不審な契約書や書類が送られてきた場合は、相手に返信せず、指示にも従わず、すぐに相談機関へご連絡ください。

#### 《相談窓口》

●警察相談専用電話 #9110

●消費者ホットライン 188（イヤヤ）

三重県行政書士会は、警察等関係機関に協力し、詐欺被害の防止に努めてまいります。

#### 《お問い合わせ先》

●三重県行政書士会 電話059-226-3137

Mail: info@mie-gyoseisyoji.jp